

平成23年2月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 渡辺征徳

平成21年(ワ)第35846号 預託金返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成22年9月6日

判 決

[REDACTED]  
原 告 [REDACTED]

同法定代理人成年後見人

同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

同 白井晶子

同 太田賢志

同訴訟復代理人弁護士 佐藤顯子

静岡市葵区追手町1-13

被 告 静銀ティーエム証券株式会社

同代表者代表取締役 杉山 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 斎藤安彦

主 文

- 1 原告の主位的請求を棄却する。
- 2 被告は、原告に対し、2051万8556円及びこれに対する平成19年3月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその他の予備的請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを10分し、その4を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 5 この判決は、2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1. 請求

1 主位的請求

被告は、原告に対し、3108万8723円及びこれに対する平成21年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 2 予備的請求

被告は、原告に対し、3408万8723円及びこれに対する平成19年3月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

本件は、証券会社である被告の従業員から勧誘を受け、投資信託を購入した原告が、当該投資信託の購入は被告従業員が原告に無断で行ったものであり、その効果は原告に帰属しないと主張して、被告に対し、不当利得に基づき返還されていない預託金3108万8723円及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成21年10月17日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を求め（主位的請求），無断売買であったとはいえないとしても、被告従業員による上記勧誘は、適合性原則及び説明義務に違反する違法なものであったと主張して、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として3408万8723円及びこれに対する上記勧誘日の後である平成19年3月29日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める（予備的請求）事件である。

1 前提事実（証拠により認定した事実は末尾に証拠を掲記し、その余の事実は争いがない。）

### （1）当事者

ア 原告は、大正14年生まれの者である。

■家庭裁判所は、平成21年3月31日、原告を成年被後見人、原告の子である■（以下「■」という。）を成年後見人とする旨の後見開始の裁判をした。

イ 被告は、株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」という。）の子会社として金融商品取引を業とする株式会社である。

## (2) クリスマス気分の購入等

ア 原告は、平成17年11月16日、静岡銀行天竜支店から原告の紹介を受けた被告浜松北支店営業課長であった波多野■（以下「波多野」という。）と面談し、保有していた国債の満期償還金の運用のため、被告浜松支店において総合取引口座の開設を申し込んだ。

波多野は、原告に対し、同日、投資信託である「C A リスク軽減型ファンド05-12」（愛称「クリスマス気分」。以下「クリスマス気分」という。）を紹介した。

イ クリスマス気分は、いわゆるノックイン型投資信託である。信託期間である平成17年12月から平成22年12月までの間、毎年2回にわたり分配金が支払われるが、設定1年後以降の毎年6月25日及び12月25日の判定日の日経平均株価の終値が、スタート日経平均株価（平成17年12月27日ないし同月29日の日経平均株価の終値の平均値）以上であった場合、その時点で元本全額が繰上償還される。また、繰上償還されず満期償還される場合、信託期間の最後の1年間の日経平均株価の終値が、一度もスタート日経平均株価の40%以下（このような基準値をノックイン価格、又はワンタッチ水準という。）に下落（ノックイン）しなかった場合には元本全額が償還されるが、上記期間中に一度でも上記基準を下落した場合には必ずしも元本は確保されず、スタート日経平均株価からファイナル日経平均株価（平成22年12月1日ないし同月3日の日経平均株価の終値の平均値）への変化率を元本に乘じた金額に分配金を加えた金額が償還される（もっとも、元本全額に分配金を加えた金額を上限とする。）。

（甲23、乙3の1、2、乙9）

ウ 原告は、平成17年11月29日、国債の満期償還手続を行った際、静岡銀行天竜支店において、波多野と面談した（乙9、証人波多野）。

その後、原告は、同年12月1日、静岡銀行天竜支店において、波多野及び被告浜松北支店の岡本支店長と面談した上、クリスマス気分を6700万円分（6700口）購入した。

エ クリスマス気分は、平成18年12月25日（判定日）の日経平均株価の終値がスタート日経平均株価を上回ったため、平成19年1月、繰上償還となり、償還金6720万5208円が原告のMRF口座に入金された。原告は、クリスマス気分の分配金として、同年6月29日に138万6900円、同年12月28日に138万6900円を受け取っており、また、MRFの分配金もあったため、原告のMRF口座の残高は、上記償還金の入金により、6999万1346円となつた（甲6、乙9、証人波多野）。

### (3) 本件投資信託の購入等

ア 波多野は、原告のMRF口座に入金されている資産の運用として、ノックイン型投資信託である「DKAインカム確保型株価参照ファンド07-03」（愛称「オンライン11」。以下「本件投資信託」という。）等の購入を提案するため、平成19年3月26日、原告宅を訪問した。

イ 投信募集申込書（甲11）には、被告は、原告から、平成19年3月28日午後12時15分、本件投資信託6990万円分（6990口）の購入の注文を受けた旨が記載されている。

ウ 原告は、平成19年3月27日午前2時ころ、脳梗塞により倒れ、病院に搬送された（甲2、3、原告法定代理人■）。

■は、原告の成年後見人となった後、代理人弁護士に依頼して本件投資信託を解約した。

エ 原告が本件投資信託の購入代金として支払った金額は6990万円、分配金として受け取った金額は、第1期分配金として330万906

7円、第2期分配金として31万4550円、解約代金として受け取った金額は3518万7660円であった。

## 2 争点及び争点に関する当事者の主張

### (1) 無断売買の有無等（主位的請求について）

#### （原告の主張）

ア 投信募集申込書によれば、原告は、平成19年3月28日午後12時15分、本件投資信託を注文しているが、原告は、当時、脳梗塞を発症し入院していたのであるから、原告が当該投資信託を注文することは不可能であった。したがって、当該注文は無断で行われたものであり、当該投資信託の売買による損益は原告に帰属しないというべきである。

イ また、被告は、原告として80歳以上の顧客との取引は行わず、例外的に取引を行う場合、同居の親族等から「確認書」を受け取るとのルールを定めていたことから、本件投資信託の売買契約の締結について■■■の承諾が停止条件とされていたといえる。しかし、波多野は■■■から承諾を得ておらず、上記条件は成就していない。したがって、当該投資信託の売買による損益は原告に帰属しない。

ウ よって、被告は、原告に対し、原告が預託した6990万円から既に返還された金額を除いた3108万8723円の預託金を返還する義務を負う。

#### （被告の主張）

ア 波多野は、原告から注文を受けて本件投資信託を購入したのであるから、無断売買ではない。

波多野は、原告から、平成19年3月26日、本件投資信託の購入の申込みを受けた。投信募集申込書の申込日（注文日）が同月26日ではなく、「平成19年3月28日12時15分」と記載されている

のは、岡本支店長から[ ]の承諾を得るように言われており、また、被告の社内ルールとして営業責任者の岡本支店長、内部管理責任者の木村課長から高齢者取引の確認を得る必要があったところ、波多野がこれらの手続を行ったため遅れたものである。

イ 被告においては、80歳以上の高齢者と取引を行う際は、同居の親族から確認書を徴収することとなっており、当該確認書の徴収が困難な場合、顧客属性等によって適合性が十分に確認できる場合に限り、「高齢者取引記録表」にその旨を明記し、内部管理責任者の承諾を得ることとなっていた。そこで、波多野は、平成19年3月26日午後8時50分ころ、[ ]に電話をかけ、原告が本件投資信託を購入することについて、[ ]から「本人からも聞いているので、今回は構わない。」との承諾を得た。波多野は、「高齢者取引記録表」にその旨を記載し、同月28日、内部管理責任者である木村課長の承諾を得た。このように、波多野は、被告の社内ルールを遵守した。

また、上記ルールは被告の社内におけるルールにすぎず、仮に従業員が当該ルールに違反したとしても、これによって顧客との契約の効力に影響を与えるものではない。

## (2) 予備的請求について

### ア 違法な勧誘行為の有無

(原告の主張)

#### ア) 適合性原則違反

原告が購入させられた本件投資信託は、ノックイン型投資信託であって、損益パターンの理解が困難な商品で組成されており、その内容は難解である。また、当該投資信託を購入した顧客が得られる利益は、プットオプションの売りによるプレミアムからの分配金に限定されている一方、損失は無限大であり、極めてリスクの高い商

品である。したがって、適合性の程度も相当高度なものが要求される。

他方、原告にはオプション取引その他のデリバティブ取引の経験や知識がなく、当時81歳と高齢で、過去の病歴や諸症状から判断能力が著しく低下しており、本件投資信託の仕組みやリスク等について理解することは困難であった。また、原告の過去の投資商品からすると、原告は比較的安全な貯蓄的投資をしたいとの意向を強く有していたといえること、財産の再形成が困難な年齢であり、あえて投機的な取引を行う客観的必要性はなかったこと、本件投資信託に原告の保有資産の大部分がつぎ込まれたことからすると、波多野の原告に対する本件投資信託の購入の勧誘は、原告の意向と実情に反し、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘したものであったといえる。

よって、波多野による本件投資信託購入の勧誘は、適合性の原則から著しく逸脱する反社会的行為であり、違法であるというべきである。

#### (イ) 説明義務違反

波多野は、原告に対し、原告が本件投資信託を購入するか否かを決定できる程度に、本件投資信託の仕組みやリスク等について説明する義務を負っていた。すなわち、波多野は、原告に対し、本件投資信託には日経平均株価を指數とするプットオプションの売りが組み込まれており、観測期間中に日経平均株価が一度でもワンタッチ水準を下回ると、日経平均株価下落リスクを引き受けることになること、分配金の大半を占めるプレミアムは、日経平均株価のボラティリティ、行使価格の設定水準、残存期間の長さに応じて設定されていることから、プレミアムが大きければ大きいほど、日経平均株

価の下落による元本リスクが高くなること、過去のデータ等から、日経平均株価が5年間で本件投資信託のワンタッチ水準である35%を超えて下落する確率などについて、原告が理解できるように説明すべき義務を負っていた。しかし、波多野は、当該説明義務を怠った。

(被告の主張)

(ア) 適合性原則違反はない

原告は、本件投資信託の申込当時、81歳であったが、一人暮らしをしており、健康状態及び判断能力に問題はなかった。

波多野は、原告に対し、平成19年3月26日、本件投資信託とともに、投資信託である「高金利先進国債券オープン」（愛称「月桂樹」。以下「月桂樹」という。）の購入を提案したが、原告は、為替が関係するものはやったことがないとして、月桂樹の購入の提案を断った。波多野は、原告に対し、本件投資信託のリスク等を説明し、クリスマス気分の償還金等をすべて購入代金に充ててよいのかということを何度も確認し、分散投資も提案したところ、原告は、6990万円はもともと使う予定のない金銭であるし、ひとまとめにした方がわかりやすいと述べ、本件投資信託6990万円分を購入することになった。

また、波多野は、原告が高齢であったことから、平成19年3月26日、[REDACTED]に電話をかけ、本件投資信託の購入申込みについて承諾を得た。

本件投資信託は、クリスマス気分と同様、日経平均株価によって元本が確保されるか否か、繰上償還されるか否か等が決まる商品であるところ、原告は、本件投資信託を購入する以前に、クリスマス気分について波多野から説明を受けて理解した上で、同商品に投資

している。したがって、原告は同種の商品に関する投資経験を有していたといえる。

また、原告は、投資において元本の安全性を重視しておらず、利息配当金を重視していた。

さらに、原告が本件投資信託の購入代金とした6990万円は、クリスマス気分の償還金等であり、原告は当該金銭をすぐに必要とする状況にはなかった。また、原告は、東京電力株式3800株を保有し、静岡銀行や他の銀行に預金があり、ゆうちょ銀行にも100万円の預金があるなど、本件投資信託の購入代金のほかに400万円ないし6000万円の余裕資金を有していた。

以上からすると、波多野による本件投資信託購入の勧誘が適合性原則に違反していたということはできない。

#### (イ) 説明義務違反はない

波多野は、原告に対し、本件投資信託について、クリスマス気分と同じく日経平均株価を参照している商品であること、為替リスクがないことを説明し、また、クリスマス気分とは異なり、分配金は年1回であること、ワンタッチ水準がマイナス35%であること、株価の観測期間や組み入れの債券の銘柄が違うこと等を、販売用資料を示して1時間近くかけて説明した。

本件投資信託は、ワンタッチ水準を超えて株価が下落した場合でも、年1回の判定日に早期償還水準以上であれば、元本を確保して早期償還される商品であるから、株価下落の確率と投資元本割れの確率は直結せず、株価下落の確率を示すことが投資リスクを直接知らせることにはならない。また、波多野は、原告に対し、株価が下落する可能性は低くないことを知らせており、原告は本件投資信託のリスクを認識していた。

このように、波多野は、原告に対し、本件投資信託について十分に説明し、原告の理解を得ており、説明義務違反はない。

#### イ 被告が支払うべき損害額

##### (原告の主張)

###### (ア) 原告が被った損害

原告は、本件投資信託の購入代金として6990万円を支払い、第1期分配金として330万9067円、第2期分配金として31万4550円、同投資信託の売却代金として3518万7660円を受け取った。よって、原告は、本件投資信託の購入により、その差額の3108万8723円の損害を被った。

また、原告が本件に関し支払わざるを得ない弁護士費用と被告の不法行為との間には相当因果関係があるところ、原告は、当該費用のうち310万円について支払を求める。

###### (イ) 過失相殺について

適合性原則は、取引から排除されるべき者に対する勧誘することを禁じるものであり、顧客の過失の有無とは無関係に業者に対し課されるものであるから、適合性原則違反を理由として業者に損害賠償責任を認める場合に、顧客の過失をしんしゃくして過失相殺するべきではない。

また、原告に本件投資信託の購入に関する落ち度はない。原告は本件投資信託を購入する前にクリスマス気分を購入しているが、原告がクリスマス気分を購入したことについても、適合性原則違反、説明義務違反があったのであり、当該事実を理由として過失相殺するべきではない。

##### (被告の主張)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 爭点(1)（無断売買の有無等）について

(1) 前記前提事実のとおり、投信募集申込書（甲11）には、原告から、平成19年3月28日午後12時15分、本件投資信託購入の注文を受けた旨が記載されているが、原告は、同月27日午前2時ころ、脳梗塞により倒れ、病院に搬送されていることから、原告が同月28日午後12時15分に本件投資信託を購入する旨の意思表示をすることは不可能であった。

しかしながら、証拠（甲6、乙5の3、4、乙7ないし9、証人波多野）及び弁論の全趣旨によれば、波多野は、原告から、平成19年3月26日付で本件投資信託の重要事項の説明確認書兼目論見書受領書及び確認書を受領していること、波多野は、岡本支店長から、本件投資信託の購入に関し、原告の息子である[ ]から承諾を得るよう指示され、同月26日、原告宅を訪れた後、[ ]に対し電話をかけたこと、当時、被告の社内ルールとして、高齢者取引の承諾を営業責任者である岡本支店長、内部管理責任者である木村課長から得る必要があり、その承諾を得るのに時間がかかったことが認められる。

また、証拠（甲6、証人波多野）によれば、波多野が原告との取引当时に作成した顧客別接触履歴の平成19年3月26日午前11時30分の欄には、「オンライン11を、MRFの資金で買付申込希望。」と記載され、同月28日午後12時15分の欄には、「先日の予定通り、オンライン11 6990万 買付申込」と記載されていることが認められる。

このような事実からすると、波多野が証言するとおり、波多野は、平成19年3月26日、本件投資信託の購入を提案しようと原告宅を訪れた際、原告から、本件投資信託の購入の注文を受けたが、他の手続を行

っていたことから、投信募集申込書（甲11）の作成は後日になったものであることが認められる。

よって、本件投資信託の購入が、原告に無断で行われたと認めることはできない。

(2) また、原告は、本件投資信託の売買契約の締結には[ ]の承諾が停止条件とされていたところ、当該承諾はないから、本件投資信託の売買の効果は原告に帰属しないと主張する。

この点、被告は、社内ルールとして、80歳以上の高齢者と取引をする場合、原則として同居の親族等から確認書を得ることになっていたことがうかがわれるが（乙7），当該ルールは、被告が社内における自主ルールとして定めていたものにすぎないことからすると、顧客との間の契約締結において、上記確認書を得ることが停止条件となるということはできない。

よって、本件においても、本件投資信託の売買契約について、[ ]の承諾が停止条件となっていたと認めることはできず、原告の上記主張は採用できない。

(3) 以上より、原告の主位的請求に関する主張はいずれも採用できず、本件投資信託の購入の効果が原告に帰属しないということはできないから、当該効果が帰属しないことを前提とする原告の主位的請求には理由がない。

## 2 爭点(2)ア（違法な勧誘行為の有無）について

(1) 前記前提事実に加え、証拠（各事実の末尾に掲記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、大正14年生まれの者であり、[ ]工業高校を卒業した後、[ ]株式会社に入社し、その後、[ ][ ]に移り、平成2年に退職した。平成9年に妻を亡くした後、[ ]

〔〕において独りで、年金を受けて生活していた。原告が本件投資信託の購入の注文をした平成19年3月26日当時、原告は81歳であった。（甲24、原告法定代理人〔〕）。

イ 原告は、平成12年、心筋梗塞を発症し、ステント設置手術を受けた。平成17年ころから孫の名前を思い出せなくなり、平成18年には息子である〔〕の電話番号がわからなくなってしまった。また、原告は、平成19年2月27日、脳梗塞及びこれに伴うめまいを発症し、同年3月27日午前2時ころ、脳梗塞を発症し、自宅で倒れ、病院に搬送された。

〔〕家庭裁判所は、平成21年3月31日、原告を成年被後見人、〔〕を成年後見人とする後見開始の裁判をし、同年4月17日、これが確定した。（甲1、2、3、24、原告法定代理人〔〕）

ウ 原告は、平成17年11月16日、被告浜松北支店において総合取引口座の開設を申し込み、同年12月1日、クリスマス気分6700万円分を購入した。その購入資金には、国債の満期償還金が充てられた。

原告は、本件投資信託を購入した当時、本件投資信託の購入代金以外の資産として、〔〕株式3800株（〔〕は同社に勤務していた。）、預金合計約2100万円、国債1490万円分を保有していた（乙9）。

エ 本件投資信託は、クリスマス気分と同様、ノックイン型投資信託である。

信託期間である平成19年3月30日から平成24年3月27日までの間を約1年ごとに第1期ないし第5期と区分し、年1回の決算日（原則として毎年3月27日）に分配金が支払われる（1口1万円当たりの目標分配額は、第1期は526円、第2期は50円、第3期以

降は10円である。）。

他方、年1回の判定日（毎年3月10日。第5期に判定日はない。）における日経平均株価が、早期償還水準である当初株価（平成19年3月30日から同年4月3日までの3営業日の日経平均株価の平均値（小数点第3位切捨て））のことをいい、具体的には1万7186円70銭である。）以上であれば、直後の決算において、元本全額に分配金を加えた金額が早期償還される。

また、各判定において日経平均株価が早期償還水準である当初株価以上とならなかった場合、償還日（平成24年3月27日）において満期償還されることとなるが、株価観測期間（平成19年4月4日から平成24年3月9日までの間）中に、日経平均株価が一度もワンタッチ水準（早期償還水準である当初株価の65%であり、具体的には1万1171円35銭である。）を超えて下落しなかった場合、満期償還時には元本全額に分配金を加えた額が償還される。他方、日経平均株価が株価観測期間中に一度でもワンタッチ水準を下回った場合、必ずしも満期償還時における元本全額の償還は確保されず、満期償還時には、当初株価から最終株価（平成24年3月9日の日経平均株価）への変化率を元本に乘じた金額に分配金を加えた金額が償還される（もっとも、元本全額に分配金を加えた金額を上限とする。）。なお、日経平均株価が株式観測期間中にワンタッチ水準を下回ることがあったとしても、その後の判定日に日経平均株価が早期償還水準である当初株価以上となった場合、元本全額に分配金を加えた金額が早期償還される。

本件投資信託は、本件投資信託の償還に関する上記条件と同様の条件のユーロ円建て債券を主要な投資対象とするものである。当該債券は、債券に日経平均オプションを組み合わせた仕組債（日経平均リン

ク債)であり、日経平均株価のプット・オプション(売る権利)を売ることによって得られるプレミアムから、分配金が支払われる。(乙5の1、2)

才 昭和59年1月から平成21年6月までの間において、日経平均株価が一定の時点から5年間に35%下落する確率は平均約59%であった(甲14)。

(2) 前記認定事実とのおり、本件投資信託は、日経平均株価が各判定日に早期償還水準である当初株価以上となった場合や、株価観測期間中にワンタッチ水準を下回らなかった場合には、元本が確保されるものであるが、各判定日に当初株価以上とならず、株価観測期間中にワンタッチ水準を下回った場合には、必ずしも元本は確保されず、当初株価から最終株価への下落率に応じて損失が発生し得るものである(他方、最終株価が当初株価以上となっても、元本全額に分配金を加えた金額が上限とされているため、それ以上の利益を得ることはできない。)。そして、前記認定事実才のとおり、日経平均株価が一定の時点から5年間に35%下落する確率は平均約59%であったことからすると、株価観測期間中にワンタッチ水準を下回る可能性は低いとはいえないし、また、当初株価から最終株価への下落率が大きくなる可能性も低いとはいえない。

そうすると、本件投資信託は、得られる可能性のある利益は分配金の限度であるのに対し、その利益にとどまらない損失を被る可能性のあるものであり、また、損失を被る可能性は低いとはいえず、被る可能性のある損失の程度も小さいとはいえないものであって、リスク性の高い投資商品であるということができる。

また、本件投資信託の仕組みは複雑であり、必ずしも理解が容易なものとはいえない難いし、日経平均株価が5年間の株式観測期間中にワンタッチ水準を一度でも下回り、更に最終株価が当初株価より下回ることによ

って、元本が確保されない結果となる可能性がどの程度あるのか、その場合にどの程度の損失を被る可能性があるのか、そのようなリスクは得られる可能性のある利益と見合っているといえるのかということについて、判断することは容易でない。

他方、原告は、本件投資信託の注文をした当時、81歳と高齢であり、一人暮らしをして自動車の運転もしていたことがうかがわれるが（乙9、証人波多野），孫の名前や[ ]の電話番号を忘れるなど（前記認定事実2），年相応に判断能力の衰えがあったものといえる。

また、原告は、クリスマス気分を購入するまでは、[ ]が勤務していた会社である[ ]株式以外には、預金や国債を保有していたにすぎず、本件投資信託のような商品についての十分な経験があったということはできない。さらに、原告の総合取引口座申込書（乙2の1）の「投資目的」欄の「利益配当金を重視」の箇所に印が付けられていることがうかがわれるが、原告の上記保有資産の状況からすると、元本が大きく毀損されるリスクを取ってでも利益を得たいというほどの積極的な投資意向を原告が有していたということはできない。この点、原告は、本件投資信託を購入する以前に、本件投資信託と同じくノックイン型投資信託であるクリスマス気分を購入しているが（前記前提事実ウ），クリスマス気分は、本件投資信託と同じノックイン型投資信託であり、理解が容易なものであったとはいえないこと、原告は、波多野から平成17年11月16日にクリスマス気分を紹介され、同月29日には同商品6700万円分を購入しており（前記前提事実(2)），同商品の紹介を受けてからわずかな期間のうちに、国債に投資していた資金6700万円全額を集中的にクリスマス気分に投資していることからすると、原告は、クリスマス気分のリスク等について十分に理解をしていなかったものと推認できる。そうすると、原告がクリスマス気分を購入した事実をもって、

原告に十分な経験があったということはできないし、これにより原告が積極的な投資意向を有していたということもできないというべきである。

以上からすると、本件投資信託は、リスク性が高く、かつ仕組みやリスク等について理解することが容易でない商品であったのに対し、原告は、理解力や経験が十分ではなく、積極的な投資意向を有していたとはいえない者であったといえ、本件投資信託の取引に関する原告の適性は低かったものというべきである。

(3) そして、証券会社は、信義則上、一般投資家である顧客を勧誘するに当たり、当該顧客の投資経験、知識、理解力等に応じ、当該顧客が自らの責任で取引を行うために必要な情報について説明する義務を負うと解すべきであり、本件においても、波多野は、原告の上記投資経験、知識、理解力等に応じて、原告が本件投資信託の仕組みやリスクを理解し自己責任で取引が行える程度に、本件投資信託について十分に説明すべき義務を負っていたというべきである。

そこで検討するに、前記前提事実に加え、証拠（甲6、乙9、証人波多野）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成19年3月26日、波多野から本件投資信託の勧誘を受け、直ちに6990万円を本件投資信託に集中して投資することを決めたことが認められるところ、前記2(2)のとおり、本件投資信託はリスク性の高い投資商品であったこと、原告は、元本が大きく毀損されるリスクを取ってでも利益を得たいというほどの積極的な投資意向を有していたとはいえないこと、本件投資信託の仕組みやリスクについては理解が容易なものではなかったとはいえないことを考慮すると、原告は、本件投資信託のリスク等について、十分な理解をしていなかったものと認められる。また、証拠（証人波多野）及び弁論の全趣旨によれば、波多野は、原告に対し、日経平均株価が株価観測期間中にワンタッチ水準を下回る可能性が具体的にどの程度の確率で存

在するかについては何ら説明していないことが認められる。

被告は、波多野が平成19年3月26日の午後8時50分ころ、[ ]に電話し、[ ]から「父親本人からも聞いているので、今回はかまわない」との回答を得たと主張し、高齢者との取引の際に特に慎重を期するためにもうけられた被告内部の「高齢者取引記録表」（乙8）にも同様の記載がある。この点、波多野の上司である岡本支店長は、波多野が原告の息子（[ ]）から電話で承諾をとるように指示したことが認められ（甲13の2），上記波多野が[ ]から受けた回答がこれに沿うものと考えられなくもない。しかし、波多野が本件投資信託について話したのは同日が最初であり、原告が[ ]と本件投資信託につき話したことがないことは波多野自身が認めているところであるし、波多野は原告から、原告が[ ]に投資信託の金額を知られたくないし、[ ]から確認書に署名捺印してもらうことを嫌がっていたことを聞いていたことが認められ（甲13の6、乙9），これらのことからすると、波多野が平成19年3月26日に[ ]に電話をしたもの、抽象的に原告が新たな投資信託を行うことになったが息子の承諾は要らないという程度のことを伝えたにとどまり、具体的な投資信託の内容及びその金額を説明したとは考え難い。波多野は、「父親本人からも聞いている」とは、原告が被告と取引をしているということを聞いているという趣旨であると供述するが、この文言の記載のある高齢者取引記録表を素直に読むと本件投資信託の件を父親からも聞いているととらえられるし、波多野の上司である岡本支店長もそのように読んで決済印を押したことが推認できるのであって、波多野の供述は信用できない。

このような事実を総合すると、波多野が原告に対し平成19年3月26日に原告宅において本件投資信託に関する一応の説明をしたことがうかがわれるとしても（乙5の3、4、乙8、9、証人波多野），波多野

は、原告に対し、原告の投資経験、知識、理解力に応じ、原告が自己責任で本件投資信託の取引を行うことができる程度に十分に説明しなかつたし、被告内部において高齢者との取引を慎重に行うべきものとしているにもかかわらず、本件投資信託の取引においてはそれが履践されていなかったものと推認することができる。

- (4) 以上より、波多野は、理解が容易でなくリスク性の高い本件投資信託の取引について適性が低い原告に対し、十分な説明をすることなく、本件投資信託の購入を勧誘したといえるのであり、波多野の原告に対する勧誘は、不法行為法上違法となるというべきである。

### 3 争点(2)ウ（被告が支払うべき損害額）について

- (1) 上記のとおり、波多野は、本件投資信託の取引の適性の低い原告に対し十分な説明を怠ったといえるが、原告に対し一応の説明はしていること、波多野が原告に対し誤解を招くような説明をして、本件投資信託のリスク等について原告を誤信させたような事情もうかがわれないことがらすると、原告は、波多野の勧誘に対し、自らの理解が及ぶものか否かについて検討し、よくわからない部分があれば理解できるまで更に説明を求めたり、理解ができなければ断ったりすることも可能であったし、また、即断せずにしばらく考えたり、■に相談したりすることも可能であった。さらに、原告は、本件投資信託を購入する以前に、本件投資信託と同じノックイン型投資信託であるクリスマス気分を購入しており、本件投資信託購入以前にも、同種の投資信託について検討する機会はあったといえる。それにもかかわらず、原告が上記のような慎重な態度をとったとはうかがわれず、波多野の勧誘について十分に考えないまま購入を決意したものといえ、原告の年齢、健康状態、投資経験等を考慮したとしても、原告の当該行為は軽率であったといわざるを得ない。

そうすると、原告が取引により被った損失全額を原告の損害とするの

は相当ではなく、過失相殺をするのが相当であり、このことは適合性原則違反により不法行為責任が認められる場合であっても異なるところはない解するのが相当である。そして、上記の事情を考慮すると、原告の過失割合は4割とするのが相当というべきである。

(2) そして、前記前提事実(3)のとおり、原告は、本件投資信託の購入代金として6990万円を支払い、分配金として合計362万3617円、解約代金として3518万7660円を受け取ったのであるから、原告が本件投資信託の購入によって被った損害は、合計3108万8723円である。したがって、被告は、原告に対し、本件投資信託の取引に関し生じた損害として、当該金額の6割である1865万3233円を賠償する義務を負う。

また、弁護士費用については、186万5323円をもって相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。

(3) よって、被告は、原告に対し、不法行為に基づき、2051万8556円の損害賠償義務を負う。

### 3 結論

以上より、原告の主位的請求は理由がないから棄却することとし、原告の予備的請求は、2051万8556円及びこれに対する平成19年3月29日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限りで理由があるから認容することとし、その余については理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第17部

裁判長裁判官 澤野芳夫

裁判官 山口和宏

裁判官 大原純平

これは正本である。

平成 23 年 2 月 28 日

東京地方裁判所民事第 17 部

裁判所書記官 渡辺 征徳